

新型コロナウイルス感染者等が確認された場合の保育所等における臨時休園等の基本方針 (令和2年11月1日時点)

水俣市福祉課

水俣市内で新型コロナウイルス感染者が確認された場合、国の方針などに基づき、次のとおり対応します。

1 児童・職員が感染者となった場合

- (1) 当該施設は、臨時休園とします。
- (2) 臨時休園の期間は、原則、当該施設で感染が確認された日の翌日から3日間(日曜、休日を含む)とします。その後、一定期間、登園自粛をお願いする場合があります。
- (3) 再開の時期については、施設の消毒作業、感染者・濃厚接触者の数や保育士の確保、地域の感染状況等を総合的に判断して決定します。

2 児童・職員が濃厚接触者(PCR 検査対象)となった場合

- (1) PCR 検査の結果が判明するまで、当該児童・職員は自宅待機をお願いします。
- (2) PCR 検査の結果が「陽性」だった場合は、1と同じ対応とします。
- (3) PCR 検査の結果が「陰性」だった場合は、「通常通り開所」とします。
 - ア ただし、濃厚接触者と判断された児童は、国の方針に基づき、感染者と最後に接触をした日から起算して2週間、登園を避けてください。
 - イ 職員の場合は、保健所の指示に従ってください(濃厚接触者の場合は、2週間外出自粛をお願いします)。

3 児童・職員の同居家族が濃厚接触者となった場合

- (1) この場合、検査結果がどちらであっても、原則「通常通り開所」とします。ただし、当該児童・職員は同居家族のPCR検査結果が判明するまで、登園自粛をお願いします。
- (2) 同居家族のPCR検査結果が判明した後
 - ア 同居の家族が「陽性」で、当該家庭の児童・職員自身が濃厚接触者となった場合は、2と同じ対応とします。また、保健所の調査で、陽性だった児童の同居家族と送迎等で接触した職員や他の児童・保護者が「濃厚接触者」と判断された場合は、感染者と最後に接触した日から2週間は外出自粛をお願いします。

そのうえで、感染の範囲が判明するまで、登園自粛をお願いする場合があります。
 - イ 同居の家族が「陰性」だった場合は、普段どおり仕事や保育所等に行くことに制限はありません。ただし、家庭内での濃厚接触者との接触は可能な限り控えてください。

4 保育所等に感染者はいないが、水俣市内において感染者が確認されている場合

- (1) 基本的に通常通りの開所ですが、状況によっては、感染予防のため保護者の皆様に登園自粛の協力をお願いする場合があります。
- (2) 次の場合、水俣市内の全て、又は一部の保育所等を臨時休園としたり、あるいは登園自粛をお願いしたりする場合があります。
 - ア 市内各所で感染が確認され、感染拡大の恐れがあると判断した場合
 - イ 国・県が緊急事態宣言等を発令した場合

この基本方針は、令和2年10月26日現在のもので、感染状況等により変更する場合があります。

新型コロナウイルス感染者等が確認された場合の保育所等における臨時休園等の基本方針
(令和2年11月1日時点)

水俣市福祉課

対象者 (濃厚接触者)	PCR 検査結果 判明までの対応	結果	結果判明後の対応	
児童本人	【児童本人】 結果判明までの間、当該児童に自宅待機をお願いする	陽性	本人	保健所等の指示に従い療養
			保育所等	<u>臨時休園</u> 原則、3日間(日曜、休日を含む) ※ 再開の時期は、施設の消毒作業、感染者・濃厚接触者の数や保育士の確保、地域の感染状況等を総合的に判断して決定
	【保育所等】 診断が確定するまでは通常通り開所	陰性	本人	国の方針に基づき、感染者と最後に接触をした日から起算して2週間、登園を避けるよう要請
			保育所等	<u>通常通り開所</u>
職員本人	【職員本人】 結果判明までの間、当該職員に自宅待機をお願いする	陽性	本人	保健所等の指示に従い療養
			保育所等	<u>臨時休園</u> 原則、3日間(日曜、休日を含む) ※ 再開の時期は、施設の消毒作業、感染者・濃厚接触者の数や保育士の確保、地域の感染状況等を総合的に判断して決定
	【保育所等】 診断が確定するまでは通常通り開所	陰性	本人	感染者と最後に接触した日から起算して2週間は外出自粛をお願いする。
			保育所等	<u>通常通り開所</u>
児童・職員の同居家族	家族の結果判明までの間、当該児童・職員にも登園自粛をお願いする(保健所からの制限はなし)	陽性 (同居家族)	<u>通常通り開所</u> ※ <u>登園自粛を要請する場合有り</u> ※ 同居家族の「陽性」に伴い、児童・職員本人を「濃厚接触者」として対応(上記内容の通り) ※ 感染が確認された児童の同居家族が、児童の送迎で職員や他の児童・保護者等と接触し、「濃厚接触者」と判断された場合、自宅待機を要請(保健所等の指導があるまでの間)	
		陰性 (同居家族)	<u>通常通り開所</u> ※ 普段どおり仕事や保育所等に行くことに制限なし。ただし、家庭内での濃厚接触者との接触は可能な限り控えること。	